

R2-R3シーズン

遊漁者による船舶を用いたビワマス釣りの承認制について

(遊漁船業者用手続概要)

琵琶湖で船舶を用いたビワマス釣り（トローリング等）を行う遊漁者・遊漁船業者の方は、琵琶湖海区漁業調整委員会の承認が必要です。

■ 承認制の目的

琵琶湖では、ビワマスを目的とした遊漁者が増加していることから、平成25年12月から承認制を導入しています。

この承認制は、現在のビワマス資源を維持すること等を目的としているとともに、ビワマスを利用する漁業と利用調整を図るうえで大切な仕組みとなっています。

皆さんの御理解、御協力をよろしくお願いします。

R2-R3シーズン（令和2年12月1日～令和3年9月30日）の遊漁船業者の承認制に昨シーズンからの変更点はありません。

■ 承認期間および承認数など

遊漁船業者

遊漁期間：令和2年12月1日～令和3年9月30日

承認数：遊漁船業者船40隻以内

釣法の限定：竿を使用しない引縄釣りの禁止

使用できる釣針の個数と種類：竿1本につき1個（シングルフックのみ）

同時に使用できる竿の数：各承認船舶1乗客当たり2本+1隻当たり2本以内

持ち帰ることができるビワマスの数：各承認船舶1乗客当たり5尾以内

遊漁船業者の持ち帰りなし

■ 申請受付期間

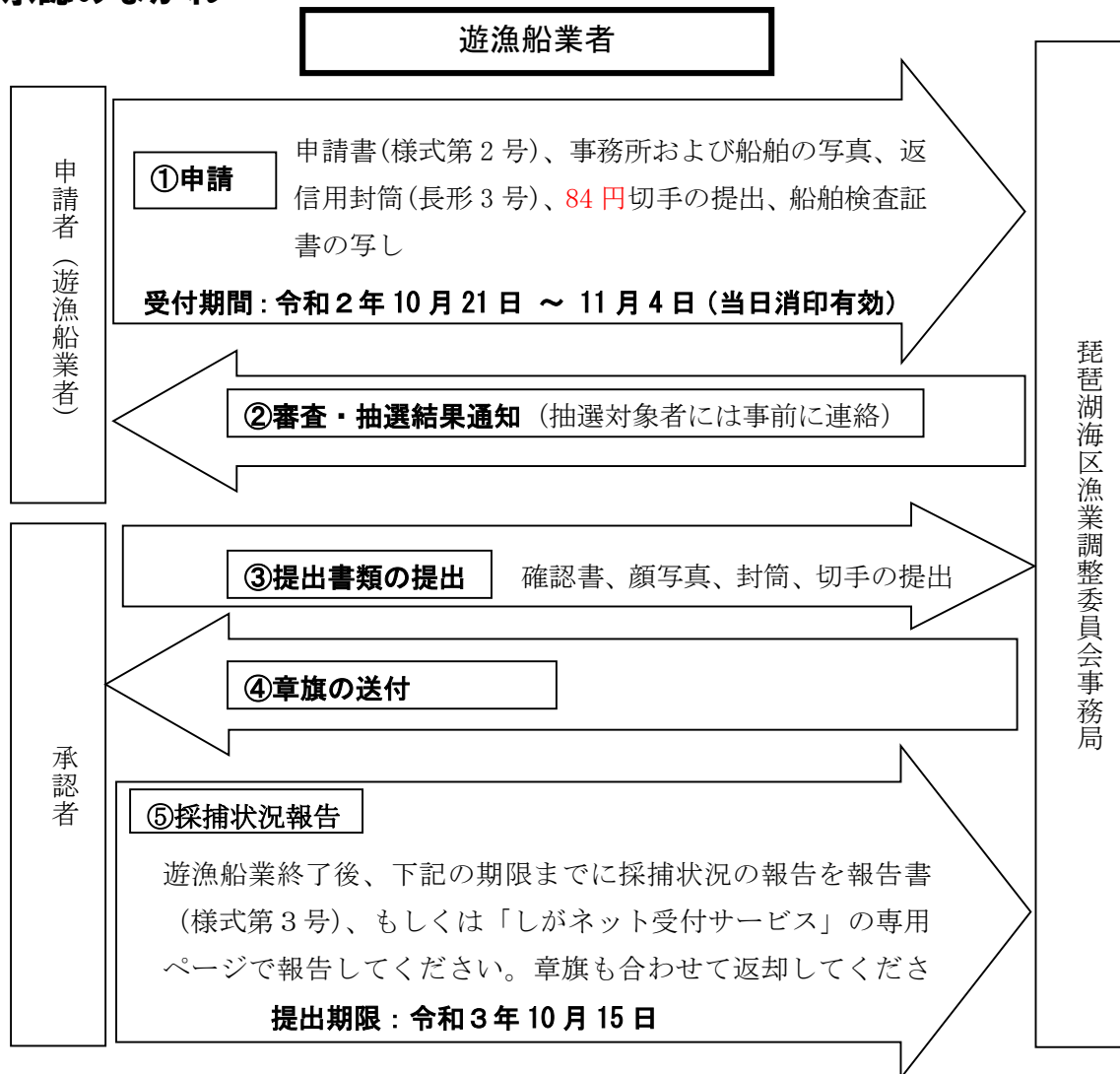
遊漁船業者

令和2年10月21日（水）から令和2年11月4日（水）まで

（令和2年11月4日（水）の消印有効）

受付期間を過ぎた申請の受付はできませんので、申請者の責任において受付期間内に全ての書類（ア～オ）を提出してください。

■ 承認のながれ



■ 申請・承認の手続き

1. 申請資格

申請時において次のいずれの条件も満たすものとします。

- ・遊漁船業登録をしている者
- ・遊漁船業の適正化に関する法律（以下、遊漁船業法とする。）を遵守している者。
- ・漁業に関する法令*の違反が確認されていない者または平成 28 年琵琶湖海区漁業調整委員会指示第 2 号、平成 28 年琵琶湖海区漁業調整委員会指示第 4 号、もしくは令和元年琵琶湖海区漁業調整委員会指示第 1 号に従わなかったことが確認されていない者

* 漁業に関する法令とは、漁業関係の法律、規則を指す。

2. 申請に必要な書類

承認を得ようとする者（以下、申請者）は、申請受付期間内に下記の提出書類全て（ア～オ）を琵琶湖海区漁業調整委員会事務局（以下、事務局）へ提出してください（先着順ではありません）。受付期間を過ぎた申請は受付できません。申請にかかる費用は申請者の負担となります。

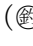
なお、切手の超過額や提出物以外に送付された物は、原則、返却いたしませんので御注意願います。郵便の事故等での未着については責任を負いかねますので、簡易書留等、追跡可能な方法での発送をお願いします。また、受付期間終了間際に提出された場合は、必ず事務局まで郵送した旨、電話連絡をお願いします。

ア 申請書（様式第 2 号）

※ 船舶ごとに申請

イ 遊漁船業法第 16 条第 1 項に規定する標識^{※1}を掲示した営業所

および遊漁船の写真^{※2}（標識が掲示されていることがわかる写真）

※1 遊漁船業法施行規則第 14 条に規定する別記様式第 7 号（遊漁船業者登録票）
および別記様式第 8 号（×××○○○○）

※2 営業所には別記様式第 7 号を、遊漁船には別記様式第 7 号および別記様式第 8 号を掲示した写真

ウ 返信用封筒（長形 3 号、縦 23.5cm×横 12cm）

（申請者の宛名宛先を記載する）

エ 84 円切手（返信用封筒に貼付しておく）

オ 船舶検査証書の写し

提出先	〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目 1 番 1 号 琵琶湖海区漁業調整委員会事務局（滋賀県庁水産課内） 問い合わせ 電話：077-528-3872
------------	---

3. 承認審査

遊漁船業者

事務局が承認基準に沿って審査して承認する船舶を決定します。

申請受付期間内に全ての書類（ア～オ）が整わなかった申請については承認審査の対象とはなりません。

なお、シーズン途中に新たな承認は行いません。

遊漁船業者が使用する船舶の承認については、**審査対象となった船舶を審査基準に沿って順位付けを行い、1 位、2 位、3 位の順番に承認船舶を決定**します。

1 位と 2 位の船舶の合計が承認定数を上回った場合は、1 位の船舶を承認し、2 位の船舶の抽選を行います。1 位と 2 位の船舶の合計が承認定数以内であり、1 位、2 位および 3 位の船舶の合計が承認定数を上回った場合は、1 位と 2 位の船舶を承認し、3 位の船舶の抽選を行います。

承認基準

- 1位 前年に承認を受けた遊漁船のうち、採捕状況報告書を提出期限までに提出済みの遊漁船（3位の③の船舶を除く）
- 2位 前年に承認を受けていない遊漁船（3位の②、③の船舶を除く）
- 3位
 - ① 前年に承認を受けた遊漁船のうち、採捕状況報告書を提出期限を過ぎて提出した遊漁船
 - ② ①に該当する遊漁船を所有する遊漁船業者が申請する①以外の遊漁船（1位の遊漁船は除く）。
 - ③ 申請受付期間において遊漁船業法第7条第1項に基づく変更の届出を怠っていた遊漁船。
 - ④ 前年に承認を受けたにも関わらず、提出物*を提出しなかった遊漁船。

※ 提出物とは、「R1-2シーズンの承認手続き 6. 承認後の書類等の提出」で提出を求めた「顔写真、封筒（角形2号）、切手（210円分）を指す。

4. 抽選

遊漁船業者

抽選は「くじ」により実施します。抽選の対象になった方には、事前にお知らせします。

抽選には、抽選の対象となった船舶の申請者もしくはその代理人（代理人である旨の書面を持った者）は来場いただけますが、申請者もしくは代理人以外の方の立会いは認めません。

抽選は、申請者もしくは代理人が来場される場合は、その方に「くじ」を引いていただきます。来場されない場合は事務局に委任されたものとして、申請者に代わって事務局員が「くじ」を引きます。

「くじ」を引く順番は、抽選日に抽選で決定します。

抽選方法について

- ①申請船舶のうち、審査対象の船舶を1位、2位、3位に割り振る。
- ②抽選の対象となった船舶について、「くじ」（○：当選、×：落選）によりに決定する。

抽選日時：令和2年11月18日（水）14:00

（受付 13:30～14:00）

抽選会場：抽選対象者に追って連絡します。

5. 承認結果の通知

遊漁船業者

審査結果の通知文書を、提出いただいた返信用封筒（84円切手を貼付したもの）に封入し送付します。

6. 承認後の書類等の提出

遊漁船業者

承認船舶ごとに、確認書、顔写真1枚、返信用切手、返信用封筒を提出していただきます。顔写真は、船長、業務主任者ごとに提出が必要です。

これら書類の提出に関する案内は、承認の結果通知と併せて行います。

また、切手の超過額や提出物以外に送付された物は原則、返却できませんので御注意願います。なお、郵便料金不足で書類が事務局に配達された場合には受け取らず、郵便局へ送り返しますので御注意願います。

カ 確認書

キ 顔写真1枚（縦45mm×横35mm、船長・業務主任者の各人のみを

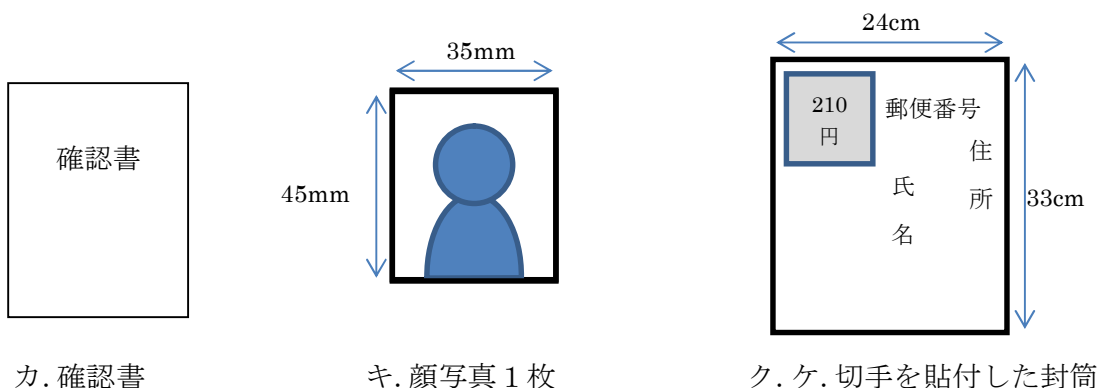
写したものの、正面・無帽・無背景、鮮明であるもの）

（写真の裏面に本人の名前を記載する）

ク 返信用封筒（角形2号、縦33cm×横24cm）

（申請者の宛名宛先を記載する）

ケ 210円分の切手（返信用封筒に貼付しておく）



これらを封筒などに入れて、事務局へ提出

顔写真は事務局が保管し現場等で承認者の本人確認のために使用し、その他の用途に用いることはありません。

提出先 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
琵琶湖海区漁業調整委員会事務局（滋賀県庁水産課内）
問い合わせ 電話：077-528-3872

7. 承認者への承認証および章旗の送付

6. の提出書類が確認できた後に、章旗およびその他案内を送付します。なお、章旗が承認の証となりますので紛失等されないよう十分御注意ください。

申請が集中することにより、確認や発送作業に2週間以上かかる場合があります。

8. 承認を受けた遊漁船業者の公表

利用者への周知のため、承認を受けた遊漁船業者の一覧を事務局において縦覧します（遊漁船登録番号、代表者氏名、営業所名、営業所住所、営業所電話番号、使用船舶名、遊漁船業務主任者名）。また、琵琶湖海区漁業調整委員会のホームページでも公表します。縦覧、公表する内容は申請書に記載された内容とします。

9. 採捕状況報告などの提出

承認期間終了後、以下①、②のいずれかの方法により採捕状況を報告してください。

① 採捕状況報告書（様式第4号）への記入、郵送

② しがネット受付サービスの専用ページ（遊漁船業者用）を利用した採捕状況報告
https://s-kantan.jp/pref-shiga-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=8536

※2020年12月1日0時から2021年10月15日23時59分まで入力が可能です。

※しがネット受付サービスでの採捕報告は釣行毎に可能です。積極的に御利用いただき迅速な採捕状況の把握に御協力ください。

上記①の場合は、報告書と章旗を、②の場合は承旗のみを事務局に返却してください。

提出期限： 令和3年10月15日まで



■ 他人名義の使用、承認証および章旗の貸借の禁止

申請は、他人名義を用いての申請はできませんので、必ず事業をされる本人が申請してください。また、章旗は他人へ貸与することはできません。

他人名義での申請や章旗の貸借を確認した場合は、承認の取り消しや章旗を返納していただくことがあります。

また、章旗の貸借が確認された場合、確認した次のシーズンの承認を行わないなどの対処をする場合がありますので、くれぐれも他人名義を用いた申請や章旗の貸借をしないようにお願いします。

■ ビワマス等を対象とした引縄釣遊漁船業に係る留意事項について

遊漁船業は「乗客を漁場に案内し魚類等を採捕させる事業」であり、乗客がない場合は遊漁船業に該当しません。

釣れる水域を事前に調査するための調査釣行など乗客のない場合や親族等を乗船させる場合は遊漁船業に該当せず、本承認では、引縄釣を行うことはできません。

■ 遊漁船業を営んでいることの確認について

平成26年1月から事業所得等を生ずべき業務を行う全ての方（所得税の申告の必要のない方も含みます。）は、帳簿を備え付けて収入金額や必要経費に関する事項を記帳するとともに、帳簿や書類を保存する必要があります（国税庁）。今後、営業実態の確認のため、関連する帳簿等を確認または提出を求める場合があります。

■ 承認者が守るべきルール

- ・ 竿を使用しない引縄釣は行わない
- ・ 同時に使用できる竿数は各承認船1乗客当たり2本+1隻当たり2本以内
- ・ 釣針の数は竿1本につき1個（シングルフックのみ）。
- ・ 持ち帰ることができるビワマスの数は各承認船1乗客当たり5尾以内とし、遊漁船業者の持ち帰りはなし。
- ・ 全長30cm以下のビワマスは持ち帰らない。
- ・ 漁労中の他船から1kmの範囲内および敷設された漁具から300mの範囲内では引縄釣等を行わない。

確 認 書

(遊漁船業者用)

令和2年10月16日付け琵琶湖海区漁業調整委員会指示第2号による琵琶湖における「遊漁者による引縄釣（釣竿と連続した釣糸および釣針を有する漁具を、船舶を使用して引きまわして行う釣漁法をいう。）および引縄釣以外の船舶を用いた釣漁法（ビワマスの採捕を目的としたものに限る）」の承認にあたり、下記のことを確認いたします。

記

- 1 遊漁船業において採捕したビワマスを自ら（遊漁船業に従事する全ての者を含む）が持ち帰ることはしません。
- 2 遊漁船で採捕したビワマスを持ち帰る尾数は、乗客1人当たり5尾までとします。
- 3 乗客に対して、採捕したビワマスを販売できないこと、また、自ら経営する飲食店等で提供できないことを周知徹底します。
- 4 乗客に対して、採捕したビワマスを自己で消費する目的以外で、無償であっても水産加工業者、鮮魚店、飲食店、スーパー等流通業者、ホテル・旅館等に持ち込めないことを周知徹底します。
- 5 ビワマスの資源保護に十分に配慮します。
- 6 本委員会指示および関係法令等を順守します。
- 7 漁具をはじめ他の船舶、港湾・漁港などの施設および他者に損害を与えないようにします。
- 8 滋賀県水産課が行う監視業務に協力します。

琵琶湖海区漁業調整委員会 様

令和 年 月 日

営業所住所

営業所名

代表者氏名（署名）

※記名と押印をもって署名に代えることができます